

特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所 定款

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所と称する。

2 本会の英語名は、“Institute for Sustainable Energy Policies” (ISEP) とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都中野区に置く。

(目的)

第3条 本会は、持続可能なエネルギー政策の実現を目指し、省エネルギー、再生可能エネルギー、民主的かつ環境負荷の少ないエネルギー市場の形成などの普及・促進に主眼を置いて活動を進め、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類およびその事業の種類)

第4条 本会は、本会の目的を達成するために、特定非営利活動促進法第2条別表の社会教育の推進を図る活動、環境の保全を図る活動および国際協力活動を行い、持続可能なエネルギー政策の実現を目指した調査研究、政策提案、地域事業支援、国内外ネットワーキング、普及啓発、助成、その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 協賛会員：本会の事業を協賛するために入会した個人および団体

(入会資格)

第6条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 本会の設立趣旨および目的に賛同し、事業に協力できる者であること

(入会手続き)

第7条 本会に入会しようとする正会員は、以下の手続きを必要とする。

- (1) 別に定める入会申込書を所長に提出して申し込むものとする。
- (2) 所長は、前号の入会申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (3) 所長は、第2号のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面またはファックス、電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員で本会を退会しようとする者は、別に定める退会届を所長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものと見なすことができる。

- (1) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (2) 法人または団体が解散したとき
- (3) 会員が会費を一年以上滞納したとき

(会費等の不返還)

第10条 本会は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

(理事)

第11条 本会に理事を置き、これをもって特定非営利活動促進法上の理事とする。

- 2 理事は、総会において正会員から選出する。
- 3 理事の定数は3名以上とする。
- 4 理事の任期は2年とし、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。また、再任を妨げない。

(理事会)

第12条 本会に理事をもって構成する理事会を設置する。理事会は、次の事項を議決する。所長は、理事会での議決事項に基づき、当会の運営に務める。

- (1) この会の活動方針および事業計画、事業報告
- (2) 活動予算及び決算の変更、承認
- (3) 理事の解任、報酬
- (4) 研究所の組織および運営
- (5) 規則の発効など、その他本会の運営に関する必要な事項

2 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 所長が必要と認めた場合
- (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。
- (3) 監事が、第14条4項4号に基づき、理事会の招集を請求したとき。

3 理事会は、所長が招集する。理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファックス、電子メールをもって、開催日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、緊急の場合にはその限りではない。

4 各理事の表決権は、平等なるものとする。

5 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又はインターネット等電磁的方法をもって表決することができる。

(所長および副所長)

第13条 所長および副所長は理事の中から選出され、理事会で承認する。

- 2 所長は1名、副所長は若干名とする。
- 3 所長は、会を代表し、その業務を統括する。
- 4 副所長は、所長を補佐し、所長が不在及び事故等の場合に代行する。
- 5 所長および副所長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(監事)

第14条 監事は、理事会が選任する。

- 2 監事の定数は1名以上とする。

- 3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査する
  - (2) 本会の財産の状況を監査する。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及び理事会または所轄庁に報告する。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会及び理事会を招集、あるいは理事会の招集請求を行う。
  - (5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べる。
- 5 監事の任期は2年とし、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。再任を妨げない。
- 6 監事の解任については、総会が決定する。

(総会)

第15条 本会に正会員をもって構成する総会を設置する。

- 2 総会は、定款の変更、解散及び合併、その他の理事会から附議された事項を決定する。
- 3 所長は、毎年1回、事業年度の開始の日から3ヶ月以内に総会を招集する。
- 4 所長は、正会員の3分の1以上の要求があるときは、総会を招集する。
- 5 総会は、正会員の過半数をもって成立し、その議決は、正会員出席者の過半数をもって決する。ただし、会の解散については正会員出席者の3分の2をもって決する。
- 6 総会は、所長が招集する。総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファックスをもって、開催日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、緊急の場合にはその限りではない。
- 7 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 8 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくはインターネット等電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(資産および会計に関する事項)

第16条 本会の資産は、次に定めるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

2 本会の事業年度は、毎年、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 会計の方法、区分などは、別に定める会計規則に従うこととする。

(解散に関する事項)

第17条 本会の解散方法については、特定非営利活動促進法第31条に基づいて行う。

(定款の変更に関する事項)

第18条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、変更するものとする。

2 前項に加えて、所轄庁の認証を受けなければ変更することが出来ない。(特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除く)。

(公告の方法)

第20条 本会の公告は、本会の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

\*附則

1 この定款は、本会が成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。その任期は、第11条の規定にかかわらず、設立日から2001年12月31日までとする。

理事： 浅岡美恵（気候ネットワーク代表）、朝野賢司（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）、飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク代表）、牛山泉（足利工業大学教授）、大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク副代表）、熊崎實（木質バイオマス利用研究会代表/筑波大学名誉教授）、小島健一郎（木質バイオマス研究会事務局長）、坂本勇夫（ソフトエネルギー・プロジェクト）、山藤泰（関西学院大学総合政策客員教授）、鈴木亨（北海道グリーンファンド）、須田春海（市民運動活動センター）、柴邦生（西尾漠、原子力資料情報室）、藤井絢子（滋賀県環境生活協同組合理事長）、藤井石根（明治大学教授）、山梨晃一（前新エネルギー財団常務理事）

監事 河合弘之（弁護士）

所長：飯田哲也

副所長：大林ミカ

アドバイザー・ボード：

・USA: Nicholas Lenssen, Director, Distributed Energy, Primen

・SWEDEN: Tomas Koberger, Lic. of Eng., Institute of Physical Resource Theory, Chalmers University of Technology

・DENMARK: Prof. Jorgen Norgard, Department of Buildings and Energy, Technical University of Denmark

（以上、敬称略）

3 本会の設立当初の事業年度は、第16条の規定にかかわらず、設立日から2001年12月31日とする。

4 本会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第12条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

この定款は、平成25年3月13日から施行する。